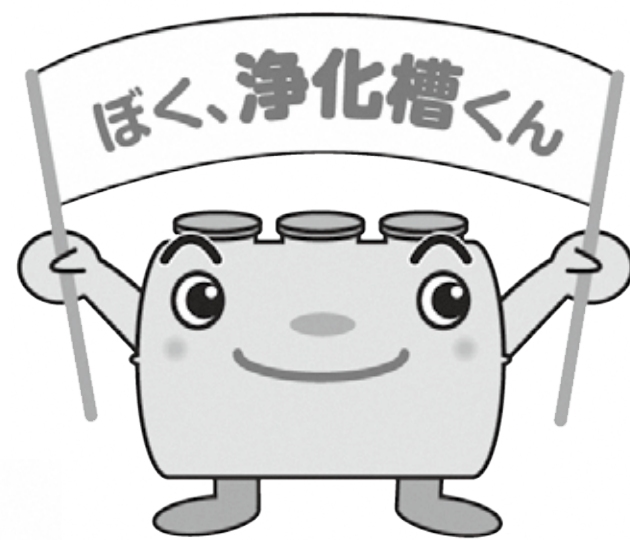




10月1日は「浄化槽の日」

—きれいな水環境を守るため
浄化槽のメンテナンスを—



(広島県浄化槽維持管理啓発事業 キャラクター)

問い合わせ
環境整備課 ☎59-2154

浄化槽は
きちんと使って
きれいな水に

(広島県浄化槽維持管理
啓発事業 標語)

浄化槽は、微生物の働きを利用して、水洗トイレや台所などから出る汚れた排水をきれいにし、川や海に流す設備です。くみ取り処理や公共下水道、集落排水処理施設への接続がない住居などには設置が必要となります。

正しく使いましょ
浄化槽は、正しく使わないと、浄化機能が低下し、川や水路の汚染の原因となったり、浄化槽の故障につながったりする恐れがあります。川などの汚染に伴うトラブルや、機器の修繕の時間が発生することを防ぐために、次の点に注意してください。

○塩素系洗剤（漂白剤、カビ取り剤など）を使うときは、多量に使用せず、多めの水で洗い流す。
○油や野菜くずは流さず、ごみと一緒に出す。
○トイレに紙おむつや衛生用品、たばこの吸い殻を流さない。
○長期旅行のときも浄化槽の送風機の電源をつけておく。

正しい維持管理を

浄化槽の機能を維持し、長持ちさせるため、定期的に検査や清掃を行います。

法定検査

浄化槽が適正に使用され、本来の浄化機能が十分発揮されているか、保守点検や清掃が実施されているかを確認する検査で、法で義務付けられています。

法定検査は、県指定検査機関（公益社団法人広島県環境保全センター、公益社団法人広島県浄化槽協会）が実施します。

検査の内容

- ①初期の水質検査
浄化槽を使い始めてから3～8カ月の間に行います。
- ②定期検査（年1回）
浄化槽が機能を十分発揮し、処理された水が身近な生活環境の悪化につながっていないか検査します。

花の苗を配布 — 秋の花でまちを彩ろう —

秋季花いっぱい運動

問い合わせ 公衆衛生推進協議会事務局
(リサイクルセンター内)
☎59-2112

きれいで快適なまちづくりを積極的に推進するため、沿道などの公共的な空間に花壇（市民花壇）を設置し、自主的に維持管理する団体に対して花の苗を配布します。

対象団体

市内在住または通勤・通学する3

人以上で構成する非営利活動組織であって、地域の環境美化活動に積極的に参加する意識があり代表者が明確な団体。
(例) 自治会、シニアクラブ、子ども会、学校、児童クラブ、保育所、ボランティアグループ、NPO法人、その他この運動のため新規に結成した団体など。

市民花壇の場所

次の要件を全て満たしている場所。
○原則、市内の土地で道路などに面しており、多数の方が容易に鑑賞できる場所。

○国や地方公共団体、または民間の助成団体などが実施する財政的支援の対象となっていない場所。
○土地の管理者などの許可・承諾が得られている場所。

花苗の種類・配布限度数

パンジー、ノースポール、ビオラを予定。

1㎡当たり 16ポット
1団体当たり 300ポット
※花苗の種類や配布限度数は、変更になることがあります。

毎月第1土曜日は「ひろしま環境の日」です。

「ひろしま環境の日」一斉行動

10月のテーマ

エコな買い物で、
フードロス対策を！
～手前どり、地産地消の心得を～



家庭で、職場で、できることから始めましょう。

環境整備課 ☎59-2154

おおたけ・ごみ事情 No.99

粗大ごみ休日持込日の訂正

正しくは11月15日

問い合わせ
環境整備課
リサイクルセンター ☎52-5101



11月の粗大ごみ休日持込日は、11月15日の第三日曜日です。
A地区のごみ収集カレンダーをご利用の方は22日と印刷されていますが、15日が正しい持込日です。
ご迷惑をおかけしますが、お間違えのないようお願いします。

保守点検
浄化槽の装置が正常に働いているかを点検し、必要に応じて修理、消毒剤の補給などを行います。保守点検の回数は、浄化槽の機種や規模ごとに決まっています。
保守点検は、県に登録した浄化槽保守点検業者に委託して行います。
清掃
浄化槽を使用していると、その内部に汚泥などがたまります。定期的に汚泥などを抜き取り、浄化槽からの汚泥の流出や悪臭の発生などを防ぎます。
家庭用の浄化槽であれば、1年に1回以上行うことが一般的です。（汚泥がたまりやすい全ばつ気式は、おおね6カ月に1回）
清掃は、市が許可した浄化槽清掃業者に委託して行います。

浄化槽補助制度

公共下水道や集落排水処理施設の計画区域外の個人の専用住宅（別荘などを除く）に小型合併処理浄化槽を新たに設置する方に、予算の範囲内で補助金を交付する制度を設けています。
くみ取りや単独処理浄化槽からの転換や新築、既設の小型合併処理浄化槽を更新する場合が補助対象となります。

建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務 物品調達及び業務委託等

入札参加資格審査受け付け

問い合わせ
監理課 ☎59-2160

【統一申請】
市の建設工事などを受注するためには、市が定めた資格の認定を受ける必要があります。
このたび、令和9・10年度に市が発注する建設工事や測量・建設コンサルタント等業務の入札参加業者の申し込みを受け付けます。

【市への申請】
県が一括して受け付けを行いますので、県に提出してください。
申請期間
11月2日(月)～12月4日(金)
補正期間
11月2日(月)～12月18日(金)
申請書類の不備を修正する期間(補正期間)を設けます。補正が行われず、12月18日(金)までに「審査済み」とならない申請は、申請を取り消すことがあります。

申請方法
電子申請。申請書や申請に必要な書類は、専用申請サイトにアップロードして提出してください。

【統一申請】
※電子申請サイトは、期間中24時間利用できますが、メンテナンスなどにより、一時的に利用できないことがあります。

電子申請サイト
<https://bid-entry.com/>
市ホームページのキーワード検索「令和9・10年度大竹市入札参加資格審査申請書の受付等(当初分)」について」

※建設工事と測量・建設コンサルタント等業務でページが異なります。
このページ内に、統一申請、市への申請サイトのリンクを掲載しています。

物品調達及び業務委託等
令和9・10・11年度に市が発注する物品の製造・販売および役務の提供などの入札などに参加・希望する方の入札参加資格審査申請の受け付けを行います。
申請期間
11月2日(月)～12月4日(金)
補正期間
11月2日(月)～12月18日(金)
申請書類の不備を修正する期間(補正期間)を設けます。補正が行われず、12月18日(金)までに「審査済み」とならない申請は、申請を取り消すことがあります。

申請方法
電子申請。申請書や申請に必要な書類は、専用申請サイトにアップロードして提出してください。

※電子申請サイトは、期間中24時間利用できますが、メンテナンスなどにより、一時的に利用できないことがあります。

電子申請サイト
<https://bid-entry.com/>
市ホームページのキーワード検索「物品調達及び業務委託等」

共通事項
システム利用料
○市内業者(市内に本社がある)
無料
○市外業者
1申請あたり1980円(税込み)

支払い方法は、クレジットカード、コンビニ払い、ペイジー(銀行振込サービス)のいずれかを利用してください。システム内に支払い画面が表示されます。市役所への直接の支払いは受け付けません。支払いは申請期間内に完了させてください。変更申請にはシステム利用料は発生しません。

詳細は、市ホームページを確認してください。

消費者
シリーズ
No.305



自己解決をサポート
する消費者トラブル
FAQ(よくある質問)

悪質通販サイトにご注意！ フリマサイトの画像や文言を 流用したサイトも！

問い合わせ

- ◆市消費生活センター
(産業振興課内) ☎57-3236
【相談日】火・金曜日(祝日・年末年始を除く)
9時～12時・13時～16時
- ◆消費者ホットライン
☎188(泣き寝入りイヤヤ)

このサイト本当に
安全なのかなあ…



インターネット通販で注文したが、「商品が届かず事業者と連絡がとれない」「商品が模倣品だったため税関で没収された」「無料と思っていたら、月額や年額などの定額料金を支払うサブスクリプション契約だった」など、悪質な通販サイトのトラブルに関する相談が寄せられています。

【悪質通販サイトを見分ける チェックポイント】

- (最近の悪質通販サイトの特徴)
- ☑サイト内の日本語が正しく表記されていない。
- ☑市場では希少なものがこのサイトでは入手可能となっている。
- ☑ブランド・メーカー品で価格が通常より安い。
- ☑支払い方法が限定されている。振り込み先の銀行口座名義が個人名である。
- ☑キャンセル・返品・返金のルールがどこにも記載されていない。
- ☑サイト上に事業者の名称・住所・電話番号が明確に表記されていない。



【ワンポイントアドバイス】

○定められた料金を定期的に支払うことにより、一定期間、商品やサービスを利用することができる契約をサブスクリプション契約といいます。お試しの期間中は無料ですが、お試しの解約期間までに解約手続きを行わないと料金が発生します。

○海外事業者との契約では、英語で解約の申し出が必要な場合もあります。消費者トラブル解決ナビのホームページに「事業者への解約の申し出文」が英語のひな型で記載されていますので、参照してください。

○悪質な通販サイトの特徴を知り、少しでも怪しいと感じたら注文をしないようにしましょう。

○困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センターなどに相談してください。(消費者ホットライン ☎188)



消費者トラブル
解決ナビ

(国民生活センター見守り情報
2026年6月17日公表より)

10月は里親月間

問い合わせ
こども家庭センター
(こども家庭課内)
☎28-1010



さまざまな事情で家族と離れて暮らす子どもたちを自分の家族に迎え入れ、温かい愛情をもって育てる『里親制度』への理解を深める期間です。県でも『里親制度』の普及促進に向けた啓発活動やイベントが行われます。詳細は、県里親支援センターのホームページを確認してください。



県里親支援センター